

# 暮らしのレスキューサービストラブルに注意!

慌ててインターネットで検索し「基本料金1,000円～」と格安の表示をしている事業者に来てもらったところ、次々と他の作業を提案され、最終的に高額な請求を受けるという相談が寄せられています。



「〇〇円～」と大きく表示されていても、詳細な説明が小さな文字や目立たない部分に記載されていることがあります。安さにつられて安易に依頼しないようにしましょう。また、訪問後に**依頼時よりも高額な修理を提案された場合**は、一旦冷静になり、料金やサービス内容をよく確認し、納得できない場合はきっぱり断りましょう。

## 暮らしのレスキュートラブルで相談の多い商品・サービス



問い合わせ先がわからない場合は、消費生活センターにご相談ください。



- 水漏れなどの問い合わせ先**  
 水道整備課 TEL.079-221-2727【平日8:35～17:20】  
 TEL.079-221-2732【夜間・休日】
- 下水道の詰まりなどの問い合わせ先**  
 下水道管理センター TEL.079-233-8111【平日8:35～17:20】  
 TEL.079-234-3506【夜間・休日】

官公庁の公式LINE  
アカウントからの情報も  
お役立てください。



## 消費生活センターからのお知らせ

姫路市消費生活センターでは、市民からの消費生活に関するご相談を電話または来所でお受けし、その問題解決に向けて情報提供やアドバイスを行っています。相談は契約書などを確認したり、契約時にどのようなやりとりがあったかなどの詳しい話をお聞きしながら対応しますので、メールでの相談は受け付けておりません。

平日は仕事があるので相談できないという場合は、下記の相談窓口をご利用ください。



いやや  
**☎188** 土・日・祝日 (10:00～16:00) ※年末年始は除く  
アナウンスに従って操作してください。IP電話など、一部の電話からはつながりません。  
詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。  
[http://www.kokusen.go.jp/map/weekend\\_madoguchi.html](http://www.kokusen.go.jp/map/weekend_madoguchi.html)



Ⓧ土日祝日の相談窓口は緊急避難的な助言を主に行っており、原則、即日回答のみとなります。

相談専用電話  
**(079)221-2110**

※姫路市に在住、在勤の方に限ります。  
事業者からの相談は受け付けていません。

◆◆消費生活上のご相談、お問い合わせは◆◆

## 姫路市消費生活センター

姫路市安田四丁目1番地(姫路市役所1階)

※メールでの相談は受け付けていません

受付時間:月曜日～金曜日 9時～17時

姫路市消費生活センター

検索



ひ・め・じ・し

# 消費生活センターだより

2024  
下半期号

.....もくじ.....

- ◆点検商法に注意!!
- ◆最近の消費者トラブルの相談事例
- ◆暮らしのレスキューサービスのトラブルに注意!

発行 姫路市消費生活センター

## 点検商法に注意!!



給湯器や屋根の点検だと言って、突然業者の訪問があり、このままでは危ないなどと不安をあおられて、高額な契約をしてしまったという相談が寄せられています。契約中のガス会社や自治体名を名乗るなど、身分を偽るケースもあります。相談件数は全国的に多く、国民生活センターが注意喚起しています。

トラブル未然防止のために、事例の紹介と消費者が注意すべき点についてお知らせします。



無料のはずが  
焦って契約したけど高額!  
本当に必要だったのかな



- 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させない
- 点検を断りたいときはドアを開けずにインターホン越しに断る
- その場では契約せず、十分に比較、検討する
- 不安や迷いがあれば、すぐに消費生活センター等に相談する

姫路市消費生活センター  
啓発キャラクター  
いややつ娘

# 最近の消費者トラブルの相談事例



## 電話が2時間で止まる!?

- 「あと2時間で電気が止まります。」「料金未納のため2時間後に電話が使えなくなります。」などと実在する会社名を名乗って電話がかかってきた。**コンビニで電子マネーを買って払え**と言われた。
- 警察官をかたる者から電話があり、「あなたも犯罪に関与している可能性がある。保釈金を払えば、逮捕されることはない。」などと言われ、現金を振り込むように言われ、**ネットバンキングでの振り込みを指示**された。

特殊詐欺の可能性の高い電話です。応じず無視しましょう。

## 「何でも買い取ります。」と電話がかかってきた

- 高齢の母親のところに電話があり、「不要な靴や洋服はないか。」と言われ、来てもらうことにした。やって来た人は、電話の女性ではなく大柄な男性で、出しておいた靴や洋服は見向きもせず、「**アクセサリや時計はないか?**」としつこく言い、仕方なく金のアクセサリをいくつか見せたら、2千円を渡されて持って帰られた。大切なものなので返してもらいたい。

金の価格が高騰していることもあり、訪問買い取りの相談も少なくありません。**訪問購入は勧誘の要請をしていない消費者に対する勧誘は禁止されている**ので、まず電話で自宅に行ってもいいかという勧誘の電話がかかってくるのがほとんどです。勧誘が不要な場合ははっきりと断り、訪問を断りたい時は玄関を開けずに対応しましょう。契約書面を受け取ってから**8日以内はクーリング・オフができます**。困ったら早めに消費生活センターに相談してください。



## ①相手の情報を調べる!

SNSのアカウントだけではブロックされたら連絡できない。電話番号、住所を調べてみる。ネットの情報や口コミは、参考にはなるが、全て正しいと限らない。

## ②最新情報や手口を知っておく

国民生活センターや消費者庁、金融庁、知るぽると(金融広報委員会)、IPA(独立行政法人 情報処理推進機構)などのホームページをしてみる。また消費生活センターに問い合わせしてみる。

## ③払う前によく考えて!

一度支払ったお金を取り戻すことは困難。  
お金を支払う時は慎重に。

困ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

## SNS※で儲け話をもち掛けられ…

※SNS: LINE・Instagram・Facebook・X等のコミュニティサイト

- SNSで私の写真がとてもよかったと言って、知らない人から友達申請があった。話が合ってやり取りをしていたら、よい投資の話があるので一緒にやらないかと誘われた。有名人が指導してくれるらしいので持っている貯金を投資した。
- マッチングアプリで知り合った異性から、二人のために暗号資産でお金を増やそうと言われ、暗号資産取引所に入金し、それを別の取引所に移動させた。500万円投資したが、連絡がとれなくなってしまった。

トラブル多発!!  
注意してください!



SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺と呼ばれる手口です。相手の連絡先がSNSのアカウントしかわからず、連絡も取れない場合は、返金交渉は困難です。

## 有名ブランドの商品が安く買える!!と思ったのに…

- ネット通販でブランドの財布を注文した。数時間後に販売サイトからキャンセルすると連絡があり、決済したクレジットカードからも取消通知が届いた。数日後、代引き配達で荷物が届き、家族が代金を払って受け取った。中身は明らかに安物の偽物の財布が入っていた。
- SNSを見ていたら、有名ブランドのスニーカーの広告が出てきた。バーゲンなのかとても安くなっていたので、迷わず注文した。商品が届いたが、とてもブランドの商品とは思えない物だった。返金してほしい。

ネット通販でのトラブルが多発しています。**通常より安い、購入困難な商品がたくさん販売されている**というような場合は疑ってください。公式サイトを確認して、「偽サイト」に関する注意喚起がされていないか確認しましょう。代引きで配達された場合、支払いをすると返金交渉が難しい場合が多いです。家族の注文なのか迷った時は、一旦保留すると伝えて持ち帰ってもらいましょう。

